## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成28年5月9日

世田谷区

#### 1.業務概要

# (1)件名

千歳烏山駅周辺地区地区計画・地区街づくり計画作成等業務委託

#### (2)目的

京王線の連続立体交差事業を契機に、千歳烏山駅周辺地区街づくり協議会が設立され、平成23年10月に地区街づくり計画の原案が提案された。平成26年2月に駅前広場や都市計画道路補助第216号線の事業認可も告示され、市街地環境に大幅な変化が予測される。取り分け商店街については、駅前広場の整備により、商店街を形成する主要な店舗や街区が変わることになり、千歳烏山駅の新たな機能を活かした街のにぎわいを創出していくことが求められる。そのため、商店街を中心とした駅周辺地区の街づくりについて、活気があり回遊性のある商店街の誘導整備を行うことを目的として、駅前広場整備後の商店街のあり方について検討し、千歳烏山駅周辺地区地区計画・地区街づくり計画の作成を行なう。

# (3)業務概要

平成28年度

千歳烏山駅周辺地区計画・地区街づくり計画について

1)地区計画・地区街づくり計画(たたき台)の作成 整備計画に向けた各商店街との協議

地区現況の整理(住宅地区・補助第216号線沿道地区) 地区課題の整理(住宅地区・補助第216号線沿道地区)

2)たたき台報告会の実施運営補助

地区計画・地区街づくり計画(たたき台)報告会の資料・議事録作成 案内チラシ・ニュース原稿の作成(1回程度)

市街地整備について

1)市街地整備の勉強会の運営

勉強会資料・議事録作成(6回程度)

ニュース原稿の作成(2回程度)

関係機関協議について

1)東京都との協議資料の作成

### 平成29年度

千歳烏山駅周辺地区計画・地区街づくり計画について

1)地区計画・地区街づくり計画(素案)の作成

2)素案説明会の実施運営補助

地区計画・地区街づくり計画(素案)説明会の資料・議事録作成 案内チラシ・ニュース原稿の作成(1回程度)

- 3)地区計画・地区街づくり計画(案)の作成
- 4) 案報告会の実施運営補助

地区計画・地区街づくり計画(案)説明会の資料・議事録作成案内チラシ・ニュース原稿の作成(1回程度)

5)地区計画・地区街づくり計画(たたき台)の作成(駅南側の整備計画)

市街地整備について

関係機関協議について

1)東京都との協議資料の作成

# 平成30年度

千歳烏山駅周辺地区計画・地区街づくり計画について(駅南側の整備計画)

- 1)地区計画・地区街づくり計画(素案)の作成
- 2)素案説明会の実施運営補助

地区計画・地区街づくり計画(素案)説明会の資料・議事録作成 案内チラシ・ニュース原稿の作成(1回程度)

- 3)地区計画・地区街づくり計画(案)の作成
- 4) 案報告会の実施運営補助

地区計画・地区街づくり計画(案)説明会の資料・議事録作成案内チラシ・ニュース原稿の作成(1回程度)

市街地整備について

関係機関協議について

平成29年度、平成30年度の業務概要は、計画の進捗状況により変更する可能性がある。

#### (4)履行期間

契約の日(平成28年7月中旬予定)から平成31年3月22日(金)まで

(5)対象地域

京王線「千歳烏山」駅周辺地区

(南烏山四丁目、五丁目、六丁目の各地内)詳細は別図 - 1参照

(6)成果品

平成28年度~平成30年度

調査報告書(A4版) 6部 区民周知用資料原稿 1式 上記の電子データ(CD-R) 2部 その他区担当者から指定があった資料 1式

### 2.参加資格

次の要件を満たす法人であること

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1 項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項に よる措置を現に受けていないこと。

- (2)世田谷区から指名停止(入札参加禁止)を受けている期間中でないこと。
- (3)世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格で、営業種目「都市計画・交通関係 調査業務」に登録があること。
- (4)予定技術者が過去5年間に、都内市区町村又は東京都近郊政令指定都市における 駅周辺の商業地域で地区計画、構想策定業務の実績を有すること。
- (5)予定技術者が過去5年間に、都内市区町村又は東京都近郊政令指定都市における 連続立体交差事業、駅前広場整備に伴う街づくり業務の実績を有すること。
- (6)予定技術者が過去5年間に、世田谷区における都市計画等調査にかかる業務の実績を有すること。
- (7)予定技術者が過去5年間に、市街地再開発事業の権利変換計画策定業務または土地区画整理事業の仮換地計画策定業務の実績を有すること。
- (8)予定技術者が技術士(都市及び地方計画)の資格を有していること。
- 3.提案書の提出者を選定するための基準

参加表明業者数が4社以上の場合、「提案者の業務経歴」、「予定技術者の経歴等」、「予定主任技術者及び担当技術者の過去5年間の同種又は類似事業の実績」にて評価し、提案書提出予定者を3社以内に決定し、予定者に提案者招請通知を送付する。

4 社未満の場合、参加資格要件を満たしているか確認し、提案書提出予定者を決定し、予定者に提案者招請通知を送付する。

4.提案書を特定するための評価項目

以下の項目ごとに採点方式により評価する。

- (1)過去の業務実績
- (2) 実施体制(予定担当者の技術力、技量)
- (3) 見積書の内容
- (4)業務への取り組み姿勢等(地区計画・地区街づくり計画作成について、駅前広場 周辺市街地の整備について)
- 5.手続き等
- (1)担当部課

島山総合支所街づくり課

〒157-0062 世田谷区南烏山5丁目16番11号(仮庁舎)

電話:03-3326-6306 FAX:03-3326-6159

E-mail: sea02230@mb.city.setagaya.tokyo.jp

- (2)説明書の交付期間、場所及び方法
  - 1)交付期間
    - ・平成28年5月9日(月)午前9時から5月20日(金)午後5時まで
  - 2)交付場所・交付方法

世田谷区ホームページより閲覧、ダウンロード

トップページ くらしのガイド 街づくり

鳥山総合支所管内の街づくり

上記(1)にて窓口配布

土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)

(3)参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

1)提出期限

・平成28年5月20日(金)午後5時まで

2)提出場所:上記5.(1)に同じ

3)提出方法:持参又は郵送

(4)質問及び回答(提案書に係る質問について)

質問提出期限:平成28年6月2日(木)午後5時まで

提出場所 : 上記5 .(1)に同じ

メールアドレス SEA02230@mb.city.setagaya.tokyo.jp

提出方法:電子メール、郵送、持参

(電話による質問には応じない。)

回答方法 :回答については、質問事項を取りまとめたうえで、提案書提出予

定者全員に対してEメール又は窓口交付により行う。

回答予定日 : 平成28年6月9日(木)

(5)提案書の提出期限、提出場所及び方法

1)提出期限:平成28年6月22日(水)午後5時まで

2)提出場所:上記5.(1)に同じ

3)提出方法:持参

#### 6. その他

- (1)手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)契約保証金 免除
- (3)契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方 との随意契約により締結する予定の有無 有

平成29年度~30年度

(仮称)千歳烏山駅周辺地区地区計画・地区街づくり計画作成等業務委託

- ・平成29年度~30年度の随意契約による委託は、当該業務にかかる各年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とし、予算配当がされなかった場合は延期、又は中止する。
- ・受託者の過失により粗雑履行や事故が発生した場合を除き、随意契約により引き続いて業務を委託することを予定する。
- (5)関連情報を入手するための照会窓口 世田谷区烏山総合支所街づくり
- (6)区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに 提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7)詳細は説明書による。